保　証　契　約　書

（参考様式）保証契約書

市小規模埋立条例許可

（許可申請者）を甲とし、（保証人）を乙として、甲と乙とは、土砂埋立跡地の整備に関し、次のとおり保証契約を締結した。

　（甲及び乙の責務）

第１条　甲は、次の土砂埋立区域において、東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（平成２５年東広島市条例第３６号。以下「市小規模埋立条例」という。）第３条の許可を受けた土砂埋立行為又は東広島市長が行う指示に従い、土砂埋立跡地の整備（土砂埋立行為を行ったことにより形質が変更された土地の整地、緑化、施設の設置その他必要な措置をいう。以下同じ。）を行うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂埋立区域の所在 | 東広島市○○町△△ |

２　乙は、破産等の事由により甲が前項に規定する責務を履行することができない場合において、甲に代わりこれを行わなければならない。

　（保証の期間）

第２条　この契約に基づく保証の期間は、甲が第１条第１項の土砂埋立区域における土砂埋立行為について許可を受けた日から完了又は廃止した日までとする。

　（通知義務）

第３条　甲は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、乙に通知しなければならない。

　(1) 第１条第１項の土砂埋立行為について許可を受けたとき。

　(2) 第１条第１項の土砂埋立行為について市小規模埋立条例第２２条に基づく変更の許可を受けたとき。

　(3) 第１条第１項の土砂埋立行為について市小規模埋立条例第２６条に基づく完了の届出又は同条例第２７条に基づく廃止の届出を行ったとき。

　(4) 乙に変えて新たな保証人を立てたとき。

　(5) 破産等により土砂埋立跡地の整備を行うことができなくなったとき。

　（疑義の解決）

第４条　この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲と乙が記名、押印をして、各自その１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名